

## 入院・通院時の窓口負担

一定の要件に該当し、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院・通院時に窓口で支払う一部負担金や食事代が自己負担限度額までになります。認定証は、健康増進課または各支所で事前に申請してください。

### 国民健康保険

70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。70歳未満の人は、所得区分に関わらず申請が必要です。70歳以上の人は、所得区分によって認定証の要否が変わるため、窓口で確認してください。

認定証の有効期限は7月31日までです。令和2年度に交付を受けていた人で、今年度も必要な場合は、7月下旬以降に再度申請をしてください。

#### ●申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・マイナンバーが分かるもの
- ・本人確認ができるもの（運転免許証など）

#### ●注意

- ・世帯内に異動があると、適用区分が変わる場合があります。必ず届け出をしてください。
- ・保険料（税）を滞納していると、認定証の交付を受けられない場合があります。
- ・住民税非課税世帯（70歳以上の人は区分Ⅱ）で、新たに91日以上入院した人は、入院日数を確認できる領収書などを持参し、申請してください。

問い合わせ先 健康増進課 国保医療係 ☎23-3927

香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

## 男女共同参画

企画課 男女共同参画推進室 ☎23-3917 ㊟23-3920

### 女性活躍推進 ～一般事業主行動計画策定とえるぼし認定～

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成28年に施行されました。この法律は、労働者が301人以上の事業主に、一般事業主行動計画の策定を義務付けていますが、令和4年4月からは労働者が101人以上の事業主に対象が拡大されます。誰もが働きやすい環境づくりのために、行動計画を策定してください。

#### 一般事業主行動計画

事業所が自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を基に目標を設定し、女性活躍を推進するための具体的な取り組み内容をまとめたものです。

#### えるぼし認定

行動計画の策定・届け出をした事業主のうち、女性活躍推進に関する取り組みが優良な企業は、厚生労働大臣より「えるぼし認定」を受けることができます。認定マークを活用することで、女性の活躍推進企業として企業イメージの向上や優秀な人材確保が期待できます。



▲プラチナ えるぼしマーク



詳しくは▶

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の通知書を発送します

令和3年度の通知書を7月に送付します。通知書が届いたら内容を確認し、期限までに納付をお願いします。

問い合わせ先 課税内容や納付方法 税務課 ☎23-3922  
保険証や加入手続きなど 健康増進課 ☎23-3927

### 納付方法

#### ●普通徴収

納付書または口座振替による納付です。

#### ●特別徴収

年6回、偶数月に支給される年金から天引きします。

### 納付方法の変更

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収から口座振替に変更することができます。金融機関に口座振替依頼書を提出し、税務課または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

災害で大きな損害を受けたなど、特別な事情で納付が困難な場合は、申請すると猶予や減免を受けられる場合があります。詳しくは相談してください。

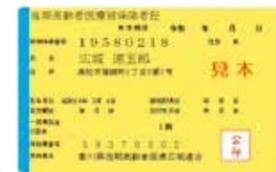
### 普通徴収の納期限

第1期 全期	8月2日(月)
第2期	8月31日(火)
第3期	9月30日(木)
第4期	11月1日(月)
第5期	11月30日(火)
第6期	12月27日(月)
第7期	1月31日(月)
第8期	2月28日(月)

### 後期高齢者医療

75歳以上の全ての人は、後期高齢者医療制度の被保険者です。また、65歳以上で一定の障がいがある場合は、申請すると後期高齢者医療制度に加入することができます。

8月から使用する新しい被保険者証(有効期間1年)は、被保険者1人に1枚ずつ「特定記録郵便」で7月中旬以降に送付します。7月下旬になっても被保険者証が届かない場合は、健康増進課に連絡してください。



### 介護保険

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。65歳以上の人の保険料は、介護サービス費用の約2割を賄っています。ご理解とご協力をお願いします。

### 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるように、加入者みんなが支え合う医療保険制度です。世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保の加入者がいれば、納税通知書が世帯主宛てに送付されます。

#### ●被保険者証と高齢受給者証が一体化します

令和3年度から、被保険者証と高齢受給者証が一体化し、1枚のカードになります。新しい保険証は、7月下旬に簡易書留で各加入世帯に順次発送します。不在の場合は不在票が投函されますので、受け取りをお願いします。

## 介護の悩みを抱えていませんか

高齢者の介護は長期にわたることが多く、介護する人がストレスを抱え込み、気が付かないうちに虐待につながる場合があります。一人で頑張りすぎず、家族や周囲の人に相談したり、介護サービスを適切に利用したりと、負担を減らすことが大切です。

地域包括支援センターでは、介護についての相談を受け付けています。「介護がつらい」「家族が認知症かもしれないが、どうしたらいいかわからない」など、困っている人や身近な人で気になる様子があったら、相談してください。

### 問い合わせ先

高齢介護課 地域包括支援センター  
☎ 25-7791 ⑤ 24-8891

### 周囲の小さな気づきが大切です

#### 高齢者の様子

- ・不自然なけがをしている
- ・極端におびえることがある
- ・汚れたままの服装で過ごしている
- ・極端に痩せている
- ・「お金を盗られた」と言うことが多い



#### 介護している人の様子

- ・介護疲れや疾病など、つらそうにしている
- ・高齢者を怒っている声や、物を投げるような音などが聞こえる
- ・他人の関与を必要以上に拒絶する

## 観トレマスター養成講座

観トレマスター（運動ボランティア）として、地域の高齢者に運動の魅力を発信しませんか。

### ●日時 9月3日～11月12日

(10月15日を除く毎週金曜日、計10回、全ての受講が必要)  
午後1時30分～午後3時

### ●場所 東公民館 会議室1

### ●講師 四国学院大学社会学部教授 片山 昭彦 先生

### ●内容 高齢者のからだについて、運動の基礎知識と効果、運動プログラムの手法・実技など

### ●対象 介護予防に関心を持ち、地域で運動ボランティアとして活動できる人（運動経験不問）

### ●人数 20人（先着順）

### ●受付期間 7月7日(水)から

### 申し込み・問い合わせ先

高齢介護課 地域包括支援センター  
☎ 25-7791

## 道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

道路を安全に利用していただくために、道路や歩道上に張り出している樹木や枯れ木、折れ木、竹木等の繁茂など、通行への障害がある場合は樹木の剪定・伐採をお願いします。

### ●注意

- ・道路に張り出している樹木が原因で、歩行者や自動車などの事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われる場合があります。
- ・緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがあります。



### 問い合わせ先

建設課 管理係 ☎ 23-3935  
⑤ 23-3967

## 災害時の避難 事前に検討しておきましょう

小・中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。住んでいる場所や家族構成などにより、一人ひとりの避難行動は異なります。普段から、災害時どのように行動するかを想定し、決めておきましょう。



### 「難」を「避」ける4つの行動

#### 1 市が指定した避難場所への避難

マスクや消毒液、体温計、スリッパ、食料、薬（必要な人）などを可能な限り携行しましょう。

#### 2 安全な親戚・知人宅への避難

ハザードマップで安全かどうかを確認し、普段から相談しておきましょう。

#### 3 安全なホテル・旅館への避難

避難対応可能かどうかや宿泊料金などについて、事前に確認・予約をしましょう。

#### 4 屋内安全確保（在宅避難）

自宅にいても大丈夫かどうか、ハザードマップで3つの条件を確認しましょう。

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
  - ・浸水深より居室が高い
  - ・水が引くまで安全に待機でき、水・食料などの備えが十分ある（電気やガス、水道、トイレなどが使用できなくなる恐れあり）
- ※土砂災害の危険がある区域は、原則避難が必要です。

問い合わせ先 危機管理課 ☎ 23-3940 ⑤ 23-3920

## 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行をした人たちが社会復帰するためには、地域社会で孤立することがないように、立ち直りを支えていくことが大切です。家庭や学校、職場など、地域の全ての人々がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

犯罪や非行のない地域をつくるために、自分には何ができるのかを、この機会に考えてみませんか。

### 問い合わせ先

社会福祉課 福祉総務係 ☎ 23-3930



## パブリック・コメントを募集します

件名	観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）
公募期間	7月9日(金)～8月10日(火) ※日程が変更になる可能性があります。
資料配置場所	企画課、市役所総合案内所、各支所に配置。市ホームページでも公開
提出先	〒768-8601（住所記載不要） 観音寺市企画課 ⑤ 23-3920 ⑤ kikaku@city.kanonji.lg.jp
提出方法	指定の意見書に必要な事項を明記の上、郵送またはFAX、電子メール、持参により提出（郵送の場合は当日必着）
注意	電話や口頭、匿名での意見は不可
問い合わせ先	企画課 ☎ 23-3917

# かんおんじタウン情報

## 5/29 豊田地区に新たな介護予防拠点が誕生

豊田幼稚園跡地に建設された豊田介護予防拠点施設「笑いの家とよた」の開所式があり、白川市長や地域住民約30人が参加しました。今後この施設では、第2層協議体「いきいきとよた」が主体となり、認知症カフェやサロンなどの活動を行います。白川市長は、「この施設を新たな活動拠点として、市内12の協議体をリードして行ってほしい」とあいさつしました。



## 6/1 聴覚障がい者用のバンダナを配布

聴覚に障がいがある人などが災害時に支援や配慮を受けやすくなるよう、「災害用バンダナ」を社会福祉課や西讃ろうあ協会（木之郷町）で配布しています。5月31日に、白川市長が同協会の近藤龍治会長に1枚目のバンダナを贈呈しました。バンダナは縦横75センチメートル。市内在住で手話や筆談でのコミュニケーションが必要な人、手話ができる人にお渡します。



## 6/8 ヒラメさん、大きくなってね

一の宮海岸で、豊浜幼稚園の5歳児32人がヒラメの稚魚約1,000匹を放流しました。これは、自然や命の大切さを学ぶことを目的に行われているもの。園児たちは、県水産試験場で生まれた体長6センチメートルのヒラメの稚魚に「大きくなって帰ってきてね」と声を掛けながら海へ放しました。うまく泳げない稚魚を優しく海中に戻す姿も見られました。



## 6/8 ~観音寺ブランド認証品・ハウナの梨~ ことしも梨が順調に育っています

豊浜町和田地区では、梨の袋かけ作業が進んでいます。「ハウナの梨」といえば、幸水や豊水、二十世紀、あきづき、新高（にいたか）の5品種ですが、甘太（かんた）や凜夏（りんか）といった新しい品種の生産にも取り組んでいます。ことしは例年より開花が早かったため、出荷が少し早まり、8月上旬に直売所がオープンする予定です。梨農家の川上博司さん・妙子さんは、「梨はもちろん、加工品もおすすめ。梨を使った焼き肉のタレでぜひ唐揚げを作ってみてほしい」と話していました。



# 市職員を募集します

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915  
⑦23-3920

- 第一次試験日 9月19日(日)
- 受付期間 8月2日(月)～16日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日を除く、郵送は当日消印有効)
- 申し込み方法 秘書課(市役所4階)に持参または郵送 〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市秘書課人事係
- 試験案内・試験申込書 7月1日(木)から、総合案内所(市役所1階)と秘書課(市役所4階)、各支所で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。
- 注意
  - ・電話や電子メールでの資料請求はできません。詳しくは市ホームページで確認してください。
  - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、試験日を変更する場合は市ホームページでお知らせします。
- 試験区分・募集人数など



区分	人数	受験資格
一般事務〈初級〉 (高等学校卒業程度)	1人程度	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人(4年制大学を卒業、または卒業見込みの人は受験不可)
一般事務 (ICT・情報処理) (大学卒業程度)	1人程度	学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人で、令和3年3月31日までの直近10年で、民間企業または公的機関等で情報処理システムの構築および運用管理に関する職務経験が5年以上ある人
一般事務 (伊吹支所勤務) (高等学校卒業程度)	1人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、伊吹町在住または採用後伊吹町に居住できる人
一般事務 (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	3人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、下記の手帳などの交付を受けている人(手帳などは申込日および試験日時時点で有効なものに限る) ・身体障害者手帳 ・療育手帳または知的障害がある旨の判定書 ・精神障害者保健福祉手帳
建築〈上級〉 (大学卒業程度)	1人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、建築系学科を卒業した人または令和4年3月31日までに卒業見込みの人(初級は4年制大学を卒業、または卒業見込みの人は受験不可)
建築〈初級〉 (高等学校卒業程度)		
介護支援専門員 (高等学校卒業程度)	1人程度	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、介護支援専門員の資格を持つ人または令和4年3月31日までに取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭 (短期大学卒業程度)	3人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許を併せ持つ人または令和4年3月31日までに取得見込みの人
保健師 (大学卒業程度)	1人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を持つ人または令和4年3月31日までに取得見込みの人

※広報かんおんじ5月号でお知らせした試験区分に申し込んだ人は、応募できません。